

# 工場・事業場 大気規制のしおり

(大気汚染防止法・良好な生活環境の保全に関する条例)

令和5年3月

長野県環境部水大気環境課

# 目 次

## I 大気保全の規制体系

- 1. 規制概要 ..... - 1 -
- 2. 規制対象施設の種類 ..... - 2 -
- 3. 規制基準 ..... - 4 -

## II 設置者（工場・事業場）の義務等

- 1. 施設設置等の届出 ..... - 6 -
- 2. 測定・調査、記録の保存 ..... - 12 -
- 3. 事故時の措置 ..... - 13 -
- 4. 大気汚染緊急時の措置 ..... - 13 -
- ◆用語の説明 ..... - 14 -
- ◆届出書の記入例 ..... - 15 -

# I 大気保全の規制体系

## 1. 規制概要

### (1) 大気汚染防止法

規制対象物質		対象施設・作業の種類	設置者の義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設	①各種届出 ②ばい煙量等の測定記録 ③排出基準の遵守（排出制限） ④事故時の応急措置及び復旧措置 ⑤事故状況の通報	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等 【その他】 ・事故時の措置命令
	ばいじん			
	窒素酸化物			
	カドミウム等 その他の有害物質			
VOC	揮発性有機化合物	揮発性有機化合物 排出施設	①各種届出 ②VOC 排出濃度の測定記録 ③排出基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等
粉じん	一般粉じん	一般粉じん発生施設	①各種届出 ②構造等の基準の遵守	【構造等の基準】 ・基準適合命令等
	特定粉じん (石綿)	特定粉じん発生施設	①各種届出 ②大気中濃度の測定記録 ③規制基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【規制基準】 ・改善命令等
		解体等工事	【元請業者の義務】 ①事前調査の実施、発注者への説明 ②調査結果の記録作成 ③調査結果の掲示 ④調査結果の都道府県等への報告	【その他】 ・立入検査等
		特定粉じん排出等作業	【発注者の義務】 ①届出（吹付け石綿、石綿含有断熱材等に係る作業） 【元請業者の義務】 ①作業基準の遵守 ②発注者への作業結果報告 ③作業の記録作成	【届出】 ・14日前まで ・計画変更命令 【作業基準】 ・基準適合命令等
水銀	水銀等 (水銀及びその化合物)	水銀排出施設	①各種届出 ②水銀濃度の測定記録 ③排出基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善勧告等 ・改善命令等
特定物質	特定物質 〔法施行令第10条に定める28物質〕	特定施設 〔特定物質を発生する施設でばい煙発生施設以外のもの〕	①事故時の応急措置及び復旧措置 ②事故状況の通報	【その他】 ・事故時の措置命令

## (2) 良好な生活環境の保全に関する条例

	規制対象物質	対象施設の種類の種類	設置者の義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設	①各種届出 ②ばい煙量等の測定記録 ③規制基準の遵守(排出制限)	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【規制基準】 ・改善命令等
	ばいじん			
	有害物質			
	粉じん	粉じん発生施設	①各種届出 ②管理基準の遵守	【管理基準】 ・基準適合命令等

## 2. 規制対象施設の種類の種類

### (1) ばい煙発生施設(大気汚染防止法)

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧」参照

【注1】 規制対象規模のうち、いずれか1つ該当すれば対象となります。

【注2】 重油換算量は、重油1Lが液体燃料では1L、ガス燃料では1.6m<sup>3</sup>、固体燃料では1.6kgに相当します。ただし、ガス機関及びガソリン機関の燃焼能力の重油換算量は、次式により算出します。

#### ① 気体燃料の場合

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力}^* (\text{m}^3/\text{時}) \quad \text{※} 0^\circ\text{C} 1 \text{ 気圧における値}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の総発熱量}^* (\text{kcal}/\text{m}^3) / \text{重油の発熱量} (9,600\text{kcal}/\text{L})$$

#### ② 液体燃料の場合

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{液体燃料の燃焼能力 (L/時)} < \text{重油 1L} = \text{液体燃料 1L} >$$

また、ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって0℃1気圧における水素の製造能力が毎時1,000 m<sup>3</sup>未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器の燃焼能力の重油換算量は、次式により算出します。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力}^* (\text{m}^3/\text{時}) \quad \text{※} 0^\circ\text{C} 1 \text{ 気圧における値}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の総発熱量}^* (\text{kJ}/\text{m}^3) / \text{重油の発熱量} (40,000\text{kJ}/\text{L})$$

【注3】 複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とします。

### ○ばい煙発生施設の解釈について

#### ① ボイラーには次のものも含まれます。

- ・圧力型、非圧力型にかかわらず、蒸気、熱湯、熱風等を発生させるボイラー
- ・公衆浴場の湯沸釜
- ・冷温水器(ガス、油等の燃焼によって生じた熱により冷媒蒸気を循環させ、冷温水を発生させる装置)及び熱媒体ボイラー
- ・木くずを燃料とするボイラー

#### ② 熱風ボイラーとは、いわゆるサウナ風呂の用に供する空気を加熱するための加熱器(通称:エア・ボイラー)、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等をいいます。

#### ③ 専ら、気体状の物質のみを焼却する施設は、廃棄物焼却炉に該当しません。

#### ④ 塩化第二鉄製造用の溶解槽とは、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し塩化第一鉄を中間体とし生成せしめる工程において使用される溶解槽をいいます。

#### ⑤ 磷酸質肥料又は複合肥料製造用の反応施設等とは、肥料取締法に基づく磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいいます。

#### ⑥ 鉛の第二次精錬用の溶解炉とは、鉱石から直接精錬する溶解炉以外のものをいい、例えば鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の用に供する溶解炉をいいます。

(2) 揮発性有機化合物排出施設

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧」参照

(3) 一般粉じん発生施設

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準」参照

(4) 特定粉じん発生施設

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準」参照

(5) 特定粉じん排出等作業

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準／「特定粉じん排出等作業」参照

(6) 水銀排出施設

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧」参照

(7) ばい煙発生施設（良好な生活環境の保全に関する条例）

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「ばい煙に係る規制基準」参照

(8) 粉じん煙発生施設（良好な生活環境の保全に関する条例）

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「粉じんに係る管理基準」参照

(9) 指定物質排出施設

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準」参照

【注】指定物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質。人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質で、指定物質を排出等する施設は指定物質排出施設として指定され、抑制に関する基準（指定物質抑制基準）が定められています。

### 3. 規制基準

#### (1) ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の排出基準（大気汚染防止法・良好な生活環境の保全に関する条例）

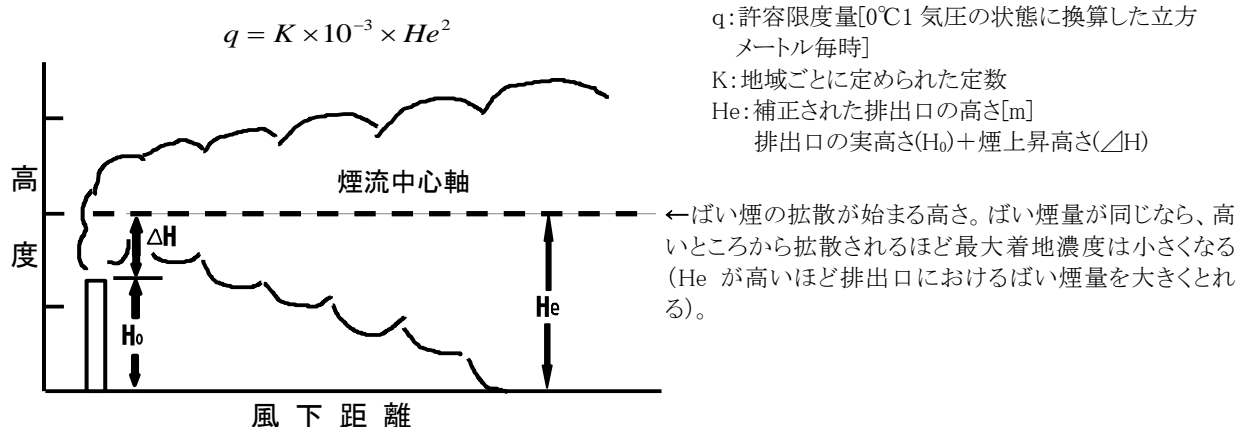
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準／「硫黄酸化物の排出基準」参照
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「ばい煙に係る規制基準」参照

K値規制（大気汚染防止法、良好な生活環境の保全に関する条例）

地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度を算出し規制します。

汚染が進んでいる地域ほど最大着地濃度と関係するKの値が小さく設定されています。

K値とばい煙発生施設の補正された排出口の高さ（He）により、許容限量（q）を算出して排出基準としています。



事業者は設置するばい煙発生施設からの硫黄酸化物の実排出量（q'）が、許容限量（q）以下となるよう原燃料中の硫黄分の低減などの措置を講じなければなりません。

#### (2) ばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準（大気汚染防止法・良好な生活環境の保全に関する条例）

- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準／「ばいじんの排出基準」参照
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「ばい煙に係る規制基準」参照

#### (3) ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準（大気汚染防止法・良好な生活環境の保全に関する条例）

- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準／「有害物質の排出基準」参照
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「ばい煙に係る規制基準」参照

#### (4) ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物）の排出基準（大気汚染防止法）

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準／「有害物質の排出基準（窒素酸化物）」参照

#### (5) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準

公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発

性有機化合物排出施設及び排出基準一覧」参照

- (6) **一般粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準（大気汚染防止法）**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準」参照
- (7) **粉じん発生施設に係る管理基準（良好な生活環境の保全に関する条例）**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準／「粉じんに係る管理基準」参照
- (8) **特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準」参照
- (9) **特定粉じん排出等作業に係る作業基準**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準／「作業基準」参照
- (10) **水銀排出施設に係る排出基準**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧」参照
- (11) **指定物質に係る抑制基準**  
公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準」参照

## Ⅱ 設置者（工場・事業場）の義務等

### 1. 施設設置等の届出

#### (1) 届出の種類

届出の種類	届出時期
1 設置の届出 以下の施設を設置しようとする場合 大気汚染防止法 ・ばい煙発生施設 ・揮発性有機化合物排出施設 ・一般粉じん発生施設 ・特定粉じん発生施設 ・水銀排出施設 良好な生活環境の保全に関する条例 ・ばい煙発生施設 ・粉じん発生施設	工事着手予定日の60日以前（一般粉じん発生施設、粉じん発生施設については、工事着手予定日まで）
2 使用の届出 法又は条例の改正により、新たに規制対象施設となった場合	新たに法規制対象となった日から30日以内、条例規制対象は60日以内
3 構造等の変更の届出 1又は2の届出をした者が、その施設の構造、使用の方法、処理の方法等を変更しようとする場合	工事着手予定日の60日以前（一般粉じん発生施設、粉じん発生施設については、工事着手予定日まで）
4 氏名等の変更の届出 1又は2の届出をした者について、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更しようとする場合 1又は2の届出をした者について、その工場又は事業場の名称及び住所表示に変更があった場合	変更があった日から30日以内
5 施設の使用廃止の届出 1又は2の届出をした者が、その施設の使用を廃止した場合	廃止をした日から30日以内
6 承継の届出 1又は2の届出をした者の地位を承継（施設の譲り受け又は借り受け等）した場合	承継があった日から30日以内
7 実施の届出 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施しようとする場合 （届出者は、建設工事の発注者又は請負契約によらない自主施工者）	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで

#### 【届出に係る留意事項】

- ① 届出者は、法人の場合は法人の代表者とする。ただし、工場長等の代理人を届出者とする場合は、委任状を添付するなど、委任の関係を明確にしてください。
- ② 届出者の押印及び本人（法人にあってはその代表者）の署名は不要です。
- ③ 同時に2種類以上の施設を設置する場合、届出書は施設の種類ごとに作成します。  
（例：ボイラーと加熱炉）
- ④ 同時に1種類の施設を複数設置する場合は、同一の届出書で届出をすることができます。
- ⑤ 予備施設、休止施設等のほとんど使用しない施設であっても、届出は必要です。



(2) 届出様式

① ばい煙発生施設（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<b>様式第1</b> ばい煙発生施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙1 ばい煙発生施設の構造 ・別紙2 ばい煙発生施設の使用 の方法 ・別紙3 ばい煙の処理の方法	①ばい煙発生施設の構造概要図（主要寸法を記入） ②ばい煙処理施設の構造概要図（主要寸法を記入） ③ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要 ④ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を明記した図面 ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 ⑦参考事項（ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の分析表、ばい煙の発生に係る計算書、工場・事業場付近の見取図等）
使用届		
変更届		上記添付書類のうち当該変更に関係するもの
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	<b>様式第4</b> 氏名等変更届出書	なし
使用廃止届出	<b>様式第5</b> 使用廃止届出書	
承継届	<b>様式第6</b> 承継届出書	

② 揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<b>様式第2</b> 揮発性有機化合物排出施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙1 揮発性有機化合物排出 施設の構造及び使用の 方法 ・別紙2 揮発性有機化合物の処 理の方法	①揮発性有機化合物（VOC）排出施設の構造概要図（主要寸法を記入） ②VOCの処理施設の構造概要図（主要寸法を記入） ③VOCの排出及びVOCの処理に係る操業の系統の概要 ④VOC排出施設及びVOCの処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を明記した図面 ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 ⑦参考事項（工場・事業場付近の見取図等）
使用届		
変更届		上記添付書類のうち当該変更に関係するもの
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	<b>様式第4</b> 氏名等変更届出書	なし
使用廃止届出	<b>様式第5</b> 使用廃止届出書	
承継届	<b>様式第6</b> 承継届出書	

③ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第3 一般粉じん発生施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙1 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法	①一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は飛散防止のための装置の構造概要図（主要寸法を記入） ②一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は飛散防止のための施設の配置図 ③一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 ④参考事項（工場・事業場付近の見取図等）
使用届	・別紙2 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法 ・別紙3 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法 ・別紙4	
変更届	一般粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法	
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	様式第4 氏名等変更届出書	
使用廃止届出	様式第5 使用廃止届出書	なし
承継届	様式第6 承継届出書	

④ 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第3の2 特定粉じん発生施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙1 特定粉じん発生施設の構造	①特定粉じん発生施設の構造概要図（主要寸法を記入） ②特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置の構造概要図（主要寸法を記入） ③特定粉じん発生施設の配置図 ④特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所 ⑤特定粉じんの発生及び特定粉じんの処理に係る操業の系統の概要 ⑥特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況 ⑦特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
使用届	・別紙2 特定粉じん発生施設の使用の方法 ・別紙3 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法	
変更届		
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	様式第4 氏名等変更届出書	上記添付書類のうち当該変更に関するもの
使用廃止届出	様式第5 使用廃止届出書	
承継届	様式第6 承継届出書	

⑤ 特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
作業実施届	<p>様式第3の5            特定粉じん排出等作業            実施届出書            ・別紙            特定粉じん排出等作業の方法</p>	<p>①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況            ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要            ③特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所            ④下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所            ⑤吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図（主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入）            ⑥作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量（m<sup>3</sup>）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入）</p> <p>〔※①の建築物等の概要、③及び④の事項について、様式第3の5において参考事項の欄に記載した場合は、書類の添付を省略できます。〕</p>

⑥ 水銀排出施設（大気汚染防止法）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<p>様式第3の6            水銀排出施設            設置（使用、変更）届出書            ・別紙1            水銀排出施設の構造            ・別紙2            水銀排出施設の使用の方法            ・別紙3            水銀等の処理の方法</p>	<p>①水銀排出施設の構造概要図（主要寸法を記入）            ②水銀等の処理施設の構造概要図（主要寸法を記入）            ③水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要            ④水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図            ⑤煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を明記した図面            ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法            ⑦参考事項（工場・事業場付近の見取図等）</p>
使用届		
変更届		
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	様式第4 氏名等変更届出書	なし
使用廃止届出	様式第5 使用廃止届出書	
承継届	様式第6 承継届出書	

⑦ ばい煙発生施設（良好な生活環境の保全に関する条例）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第2号 ばい煙発生施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙1	①ばい煙発生施設の構造概要図（主要寸法を記入） ②ばい煙処理施設の構造概要図（主要寸法を記入） ③ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の配置図 ④ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要 ⑤煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を明記した図面 ⑥参考事項（工場・事業場付近の見取図等）
使用届	ばい煙発生施設の構造 ・別紙2 ばい煙発生施設の使用の方法 ・別紙3	
変更届	ばい煙の処理の方法	
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	様式第4号 氏名（名称、住所、所在地） 変更届出書	なし
使用廃止届出	様式第5号 使用廃止届出書	
承継届	様式第6号 承継届出書	

⑧ 粉じん発生施設（良好な生活環境の保全に関する条例）

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第3号 粉じん発生施設 設置（使用、変更）届出書 ・別紙 粉じん発生施設の構造並びに 使用及び管理の方法	①粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造概要図（主要寸法を記入） ②粉じん発生施設の配置図 ③粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図 ④粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要 ⑤参考事項（工場・事業場付近の見取図等）
使用届		
変更届		
氏名等変更届 （名称、住所、所在地）	様式第4号 氏名（名称、住所、所在地） 変更届出書	なし
使用廃止届出	様式第5号 使用廃止届出書	
承継届	様式第6号 承継届出書	

○届出の様式は、長野県公式ホームページの「申請・手続き」のページからダウンロードできます。  
<ページアドレス <https://www.pref.nagano.lg.jp/yoshiki/index.html>>

○記入例を参考に必要事項を記入してください。

◎届出をしない者は、罰則の対象となります。

(3) 届出先・問い合わせ先

管轄区域	担当課	連絡先	
小諸市、佐久市、 南佐久郡、 北佐久郡	長野県 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	住所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
		電話番号	0267-63-3166
		メールアドレス	sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上田市、東御市、 小県郡	長野県 上田地域振興局 環境課	住所	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
		電話番号	0268-25-7134
		メールアドレス	uedachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	長野県 諏訪地域振興局 環境課	住所	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10
		電話番号	0266-57-2952
		メールアドレス	suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	長野県 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	住所	〒396-8666 伊那市荒井 3497
		電話番号	0265-76-6817
		メールアドレス	kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
飯田市、下伊那郡	長野県 南信州地域振興局 環境課	住所	〒395-0034 飯田市追手町 2-678
		電話番号	0265-53-0434
		メールアドレス	minamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
木曾郡	長野県 木曾地域振興局 総務管理・環境課	住所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1
		電話番号	0264-25-2234
		メールアドレス	kisochi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡	長野県 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	住所	〒390-0852 松本市大字島立 1020
		電話番号	0263-40-1941
		メールアドレス	matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
大町市、北安曇郡	長野県 北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	住所	〒398-8602 大町市大町 1058-2
		電話番号	0261-23-6563
		メールアドレス	kitachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、 上水内郡	長野県 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	住所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
		電話番号	026-234-9590
		メールアドレス	nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
中野市、飯山市、 下高井郡、 下水内郡	長野県 北信地域振興局 環境課	住所	〒383-8515 中野市大字壁田 955
		電話番号	0269-23-0202
		メールアドレス	hokuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野市	長野市 環境保全温暖化対策課	住所	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613
		電話番号	026-224-8034
松本市	松本市 環境保全課	住所	〒390-8620 松本市丸の内 3-7
		電話番号	0263-34-3267

※ ただし、次の施設は大気汚染防止法の届出の規定が適用されませんので、それぞれの法律の相当規定の定めるところにより、それぞれの行政機関の長へ手続きを行ってください。

- 電気事業法に規定する電気工作物  
経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課（電話：052-951-2817(直通)）
- ガス事業法に規定するガス工作物  
経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課（電話：048-600-0416(直通)）
- 鉱山保安法に規定する施設  
経済産業省 関東東北産業保安監督部 鉱害防止課（電話：048-600-0446(直通)）

#### (4) 届出方法

届出書を2部(正本1部、写し1部)作成し、「(3)届出先・問い合わせ先」に記載の担当課に提出してください。届出書に収受印を押印し、1部(写し)を届出者へ返却します。

なお、形式的に不備のない届出書を収受した日が受理日となります。

#### (5) 施設設置、変更届に対する措置

##### ① 計画変更命令等

知事又は市長が、ばい煙発生施設等の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、排出基準等に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、ばい煙発生施設等の構造、使用の方法若しくは処理の方法に関する計画の変更、又はばい煙発生施設等の設置に関する計画の廃止を命じることがあります。また、特定粉じん排出等作業実施届出についても、作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、作業の方法に関する計画変更を命じることがあります。

##### ② 実施の制限

ばい煙発生施設等の設置又は構造等の変更の届出をした場合、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手することはできません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、工事着手までの期間が短縮される場合があります。

◎命令や実施の制限に違反した者は、罰則の対象となります。

## 2. 測定・調査、記録の保存

### (1) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設

ばい煙発生施設の設置者はばい煙量又はばい煙濃度、揮発性有機化合物排出施設の設置者は揮発性有機化合物濃度、特定粉じん発生施設の設置者は特定粉じん濃度、水銀排出施設の設置者は水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

各施設の測定頻度等は以下を参照してください

- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について」参照
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について」参照
- ・公害関係基準のしおり／排出基準等／大気関係／「大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について」参照

### (2) 特定粉じん排出等作業関係

解体等工事(建築物等の解体・改造・補修作業を伴う建設工事)の元請業者は、当該工事が特定粉じん排出等作業を伴う工事に該当するか否かについて調査を行い、発注者に書面を交付して説明しなければなりません。また、調査に関する記録を作成し、その記録と発注者に交付した書面の写しを工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

さらに、特定粉じん排出等作業を伴う工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、作業結果を発注者に書面で報告するとともに、作業に関する記録を作成し、その記録と発注者に報告した書面の写しを工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

工事を請負契約によらないで自ら施工する場合も、調査に関する記録及び作業に関する記録を作成し、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

### 3. 事故時の措置

#### (1) 応急・復旧措置及び通報義務（大気汚染防止法【法 17 条第 1 項】）

ばい煙発生施設又は特定物質を発生する施設(特定施設)を設置する者は、事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合には、直ちに応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧し、その事故の状況を県地域振興局、長野市又は松本市に通報しなければなりません。

#### (2) 特定物質（大気汚染防止法【法施行令第 10 条】）

1 アンモニア	8 りん化水素	15 ベンゼン	22 クロルスルホン酸
2 ふっ化水素	9 塩化水素	16 ピリジン	23 黄りん
3 シアン化水素	10 二酸化窒素	17 フェノール	24 三塩化りん
4 一酸化炭素	11 アクロレイン	18 硫酸(三酸化硫黄を含む)	25 臭素
5 ホルムアルデヒド	12 二酸化硫黄	19 ふっ化けい素	26 ニッケルカルボニル
6 メタノール	13 塩素	20 ホスゲン	27 五塩化りん
7 硫化水素	14 二硫化炭素	21 二酸化セレン	28 メルカプタン

#### (3) 措置命令（大気汚染防止法【法 17 条第 3 項】）

知事又はその権限が移譲された市長は、事故に係る工場等の周辺地域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められた場合、事故の拡大又は再発防止のため必要な措置を命じることがあります。命令に違反した者は、罰則の対象となります。

### 4. 大気汚染緊急時の措置

大気汚染防止法第 23 条及び長野光化学オキシダント緊急時対策要綱により、注意報等を発令する緊急時に一定規模以上の工場・事業場に対して下表の措置をとりますのでご協力お願いします。なお、災害等不測の事態においてはこの限りではありません。

対象		注意報	警報	重大警報
光化学オキシダント	大量ばい煙発生事業者 (燃料使用量が1時間あたり重油換算500Lを超える工場・事業場)	通常の燃料使用量の20%程度削減の協力要請	通常の燃料使用量の40%程度削減  —勸告—	通常の燃料使用量の40%程度削減  —命令—
	ばい煙排出者 揮発性有機化合物排出者	排出量の自主的削減の協力要請	通常の燃料使用量の20%程度削減又は排出量の20%程度削減  —勸告—	通常の燃料使用量の20%程度削減又は排出量の20%程度削減  —命令—

## ◆用語の説明

### 1 ばい煙

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 ( $\text{SO}_x$ )
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質  
有害物質：カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物 ( $\text{NO}_x$ )

### 2 揮発性有機化合物

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質（メタンなど8物質）を除く）

### 3 粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質  
粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を「特定粉じん」、特定粉じん以外を「一般粉じん」（法）又は「粉じん」（条例）という。

### 4 水銀等

水銀及びその化合物

### 5 特定物質

大気汚染防止法第 17 条の規定により事故時の措置が必要となる、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令第 10 条で定めるもの（アンモニア、硫化水素、塩素など 28 物質）

### 6 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーで化学反応をおこし、オキシダントと呼ばれる酸化性物質を生成する。このオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としており目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉の組織を破壊する。この現象は日ごしの強い夏に多く発生する傾向にある。



## ◆届出書の記入例

1. ばい煙発生施設設置届出書 . . . . . 別添 1
2. 揮発性有機化合物排出施設設置届出書 . . . . . 別添 2
3. 一般粉じん発生施設設置届出書 . . . . . 別添 3
4. 特定粉じん排出等作業実施届出書 . . . . . 別添 4
5. 水銀排出施設設置届出書 . . . . . 別添 5
6. 氏名等変更届出書 . . . . . 別添 6
7. 使用廃止届出書 . . . . . 別添 7
8. 承継届出書 . . . . . 別添 8

不要部分を消す  
(以下同様)

ばい煙発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

提出日を記入

令和 5 年 4 月 3 日

提出先を記入

佐久地域振興局長 様

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

長野市南長野 0-0-0

〇△産業株式会社

代表取締役 長野太郎

届出者

法人の場合は代表者

大気汚染防止法第 6 条第 1 項~~(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	〇△産業株式会社 佐久工場	※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	佐久市跡部 0000	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の 種 類	1 ボイラー	施設の項番号及び種類(大気汚染防止法 施行令別表第 1)を記入  例 1 ボイラー 5 溶解炉 13 廃棄物焼却炉	
ばい煙発生施設の 構 造	別紙 1 のとおり。		
ばい煙発生施設の 使 用 の 方 法	別紙 2 のとおり。	※備 考	
ばい煙の処理の 方 法	別紙 3 のとおり。		

- 備考
- 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における 施設番号		1	2
名称及び型式		炉筒煙管式ボイラー R1000-1型	貫流ボイラー K2000-2型
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和5年 6月 3日	令和5年 6月 3日
使用開始予定年月日		令和5年 6月 12日	令和5年 6月 12日
規	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	48	9.9
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	214	52
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面 断面積 (m <sup>2</sup> )		

模	変圧器の定格容量	規模の欄には下表を参考に該当項目を記入する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	触媒に付着する 燃焼能力	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設 (項番号)</th> <th colspan="27">規模</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>燃料の燃焼能力</td> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>原料の処理能力</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>火格子面積又は 羽口面断面積</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>変圧器の定格容量</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>触媒に付着する 炭素の燃焼能力</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>焼却能力</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>乾燥施設の容量</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> <tr> <td>電流容量</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ポンプの動力</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合成・漂白・濃縮能力</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>																											対象施設 (項番号)	規模																											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	伝熱面積	○																												燃料の燃焼能力	○	○				○								○							○				○	○			原料の処理能力		○	○											○							○								火格子面積又は 羽口面断面積					○								○	○															変圧器の定格容量						○						○									○				○	○			触媒に付着する 炭素の燃焼能力							○																						焼却能力														○															乾燥施設の容量																								○				○	電流容量																													ポンプの動力																													合成・漂白・濃縮能力																												○
	対象施設 (項番号)	規模																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱面積	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料の燃焼能力	○	○				○								○							○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	原料の処理能力		○	○											○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火格子面積又は 羽口面断面積					○								○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	変圧器の定格容量						○						○									○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	触媒に付着する 炭素の燃焼能力							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
焼却能力														○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
乾燥施設の容量																								○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電流容量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ポンプの動力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合成・漂白・濃縮能力																												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
備考 1	設置届出の場合 設置年月日の欄に 日の欄に、それぞ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
備考 2	規模の欄には、 項目について記載すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
備考 3	ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

工場又は事業場における 施設番号		1 (変更前)	1 (変更後)
名称及び型式		炉筒煙管式ボイラー R1000-1型	同左
設置年月日		平成25年10月1日	平成25年10月1日
着手予定年月日		年 月 日	令和5年6月3日
使用開始予定年月日		年 月 日	令和5年6月12日
規 模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	48	同左
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	214	185
	原料の処理能力 (t/h)	設置年月日、着手予定年月日、 使用開始予定年月日を記載	
	火格子面積又は羽口面 断面積 (m <sup>2</sup> )	変更のある部分について、 変更前及び変更後の内容を 対照させる。	
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の 燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )		
	電流容量	別紙2、別紙3についても同様に、変更のある部分について 変更前及び変更後の内容を対照させて記入する。	
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		<b>1</b>			<b>2</b>		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	6時～20時 14時間/回 1回/日 25日/月			8時～17時 9時間/回 1回/日 20日/月		
	季節変動	<b>無</b>			<b>有(5～10月休止)</b>		
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		排出ガス量は燃焼計算等により算出する。排風機等が設置される場合はその能力を考慮した値を記入。		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類	<b>A重油</b>			<b>A重油</b>		
	燃料中の成分割合(%)	灰分 <b>0.02</b>	いおう分 <b>0.02</b>	窒素分 <b>0.6</b>	灰分 <b>0.02</b>	いおう分 <b>0.02</b>	窒素分 <b>0.6</b>
	発熱量	<b>10,500 kcal/kg</b>			<b>10,500 kcal/kg</b>		
	通常の使用量	<b>193 L/h</b>			<b>47 L/h</b>		
	混焼割合	<b>専燃</b>			<b>専燃</b>		
排出ガス量 (m³/h)	湿り	最大 <b>2,600</b>	通常 <b>2,354</b>	最大 <b>630</b>	通常 <b>572</b>		
	乾き	最大 <b>2,000</b>	通常 <b>1,800</b>	最大 <b>590</b>	通常 <b>545</b>		
排出ガス温度 (°C)		<b>230</b>			<b>210</b>		
排出ガス中の酸素濃度 (%)		<b>7</b>			<b>12</b>		
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m³)	最大 <b>0.30</b>	通常 <b>0.20</b>	最大 <b>0.25</b>	通常 <b>0.20</b>		
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	最大 <b>1,822</b>	通常 <b>1,800</b>	最大 <b>1,491</b>	通常 <b>1,467</b>		
	カドミウム及びその化合物 (mg/m³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素 (mg/m³)	最大	排出基準の定められている物質について、乾きガス中の濃度を記入 ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入				
	塩化水素 (mg/m³)	最大					
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m³)	最大					
	鉛及びその化合物 (mg/m³)	最大	通常	最大	通常		
窒素酸化物 (容量比 ppm)	最大 <b>120</b>	通常 <b>100</b>	最大 <b>120</b>	通常 <b>100</b>			
ばい煙量	いおう酸化物 (m³/h)	最大 <b>3.64</b>	通常 <b>3.24</b>	最大 <b>0.88</b>	通常 <b>0.80</b>		
参考事項	いおう酸化物濃度 (ppm) × 乾き排出ガス量 (m³/L) × 10 <sup>-6</sup>						

- 備考
- 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
  - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
  - 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
  - 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
  - 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における 施設番号		B-1		2号煙突	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業 場における施設番号		1		2	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		バグフィルター		処理施設なし(煙突)	
設置年月日		年月日		年月日	
着手予定年月日		令和5年 6月 3日		令和5年 6月 3日	
使用開始予定年月日		令和5年 6月 12日		令和5年 6月 12日	
ばい煙の濃度	排出ガス量 (m³/h)	最大	2,600		
		通常	2,354		湿りガス量を記入
	排出ガス温度 (°C)	処理前	300		
		処理後	230		
	ばいじん (g/m³)	処理前	1.33		
		処理後	0.20		
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前			
		処理後			
	カドミウム及びその 化合物 (mg/m³)	処理前	ばい煙の濃度は乾き ガス中の濃度を記入		
		処理後			
	塩素 (mg/m³)	処理前			
		処理後			
	塩化水素 (mg/m³)	処理前			処理施設がない 場合も排出口の 状況を記入
		処理後			
	弗素、弗化水素及び 弗化珪素 (mg/m³)	処理前			
処理後					
鉛及びその化合物 (mg/m³)	処理前				
	処理後				
窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前				
	処理後				
ばい煙量	いおう酸化物 (m³/h)	最大	処理前		
			処理後		
		通常	処理前		
			処理後		
捕集効率 (%)	ばいじん	85			
	いおう酸化物				
	カドミウム及びその化合物				
	塩素				
	塩化水素				
	弗素、弗化水素及び弗化珪素				
	鉛及びその化合物				
窒素酸化物					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	6時~ 20時 14時間/回 1回/日 25日/月		8時~ 17時 9時間/回 1回/日 20日/月	
	季節変動	無		有	
排出口の実高さ Ho (m)		40×0.5		20×0.3 (笠付)	
補正された排出口の高さ He (m)		46		20	
排出速度 (m/s)		2.3		2.3	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第2

不要部分を消す  
(以下同様)揮発性有機化合物排出施設設置~~(使用、変更)~~届出書

提出日を記入

令和5年4月3日

提出先を記入

佐久地域振興局長 様

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

法人の場合は代表者

届出者

長野市南長野0-0-0  
〇△産業株式会社  
代表取締役 長野太郎

大気汚染防止法第17条の5第1項~~(第17条の6第1項、第17条の7第1項)~~の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	〇△産業株式会社 佐久工場	※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	佐久市跡部0000	※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物 排出施設の種類	7 印刷の用に供する乾燥 施設(グラビア印刷)	※施設番号	
揮発性有機化合物 排出施設の構造 及び使用の方法	別紙1のとおり。	施設の項番号及び種類(大気汚染防止法施行令別表第1の2)を記入  例 1 化学製品の製造の用に供する乾燥施設 2 塗装施設 3 塗装の用に供する乾燥施設	
揮発性有機化合物 の 処 理 の 方 法	別紙2のとおり。		

- 備考 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1	
名称及び型式	グラビア印刷機 〇〇-◇◇型	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	令和5年 6月 5日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和5年 7月 10日	年 月 日
規模	送風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)	30,000
	排風機の排風能力 (m <sup>3</sup> /h)	最大(定格能力運転時)の湿りガス量を記入
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )	
	容量 (kL)	
1日の使用時間及び月使用日数等	8時間/回 9時~17時 1回/日 20日/	複数のVOC排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独で稼働し煙突から排出する場合のものを計算して記入
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	25,000	
使用する主な揮発性有機化合物の種類	トルエン、酢酸エチル、MEK、IPA	
揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm(炭素換算))	10	
参考事項		処理施設がある場合は処理後の濃度を記入

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法(排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。)等を記載すること。



## 別紙2

## 揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号		<b>処理-1</b>		
処理に係る揮発性有機化合物排出施設 の工場又は事業場における施設番号		<b>1</b>		
揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式		<b>蓄熱式処理装置 △△-〇〇型</b>		
設	置	年	月	日
年	月	日	年	月
着	手	予	定	年
年	月	日	<b>令和5年 6月 5日</b>	年
年	月	日		日
使	用	開	始	予
定	年	月	日	<b>令和5年 7月 10日</b>
年	月	日		年
年	月	日		日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m <sup>3</sup> /h)		<b>25,000</b>	
	揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm(炭素換算))	処理前	<b>1,000</b>	
		処理後	<b>10</b>	
	処 理 効 率 (%)		<b>99</b>	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第3

不要部分を消す  
(以下同様)一般粉じん発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

提出日を記入

提出先を記入

令和5年4月3日

佐久地域振興局長 様

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

法人の場合は代表者

届出者

長野市南長野0-0-0  
〇△産業株式会社  
代表取締役 長野太郎

大気汚染防止法第18条第1項~~(第18条第3項、第18条の2第1項)~~の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	〇△産業株式会社 佐久工場	※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	佐久市跡部0000	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生 施 設 の 種 類	2 堆積場	施設の項番号及び種類(大気汚染防止法 施行令別表第2)を記入  1 コークス炉 2 堆積場 3 ベルトコンベア、バケットコンベア 4 破碎機、摩砕機 5 ふるい	
一般粉じん発生施 設の構造並びに使 用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。	※備 考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		1	
名称及び型式		砕石堆積場	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和5年 5月 8日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和5年 5月 17日	年 月 日
規模	面積 (m <sup>2</sup> )	1,200	
	堆積能力 (t)	20,000	
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		砕石 80,000 t/年	
使用及び管理の方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		
	散水	装置の種類・型式・基数	スプリンクラー 〇〇工業S-1、5基
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	1.5
		散水の方法	時間ごとの自動散水
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		散布の方法	
	締固め	装置の種類・型式	
方 法			
その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		2	
名称及び型式		ベルトコンベアB-100	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和5年 5月 8日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和5年 5月 17日	年 月 日
規 模	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m <sup>3</sup> )	ベルト幅 100 cm	
	単基の長さ (m) × 基数	30 m × 2 基	
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)	50	
	運搬能力 (t/h)	190	
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/月)		砕石 △△ t/月	
使用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散 水	装置の種類・型式	スプリンクラー
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	0.25
		運搬量当たり散水量 (L/t)	1
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における 施設番号		3	
名称及び型式		コーンクラッシャー 〇〇-口型	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和5年 5月 8日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和5年 5月 17日	年 月 日
規模	原動機の定格出力 (kW)	90	
	処理能力 (t/h)	120	
処理対象物の種類及び通常 の月間処理量 (t/月)		岩石 2000 t/月	
使用 及び 管 理 の 方 法	破砕機、摩砕機又はふるい がその中に設置されてい る建築物の概要		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散 水	装置の種類・型式	スプレーノズル
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	50
		処理量当たり散水量 (L/t)	500
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 特定粉じん排出等作業実施届出書

令和5年 4月 5日

佐久地域振興局長 様

届出者

長野県佐久市跡部〇〇-〇

〇〇不動産 株式会社

代表取締役 長野二郎

電話番号 0267-〇〇-〇〇〇〇

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	〇〇不動産ビルの解体工事(佐久市〇〇-〇) (届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	長野県松本市島立〇〇 〇〇建設株式会社 松本 太郎		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和5年4月27日	※整理番号	
	至 令和5年5月31日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	500 m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 1200 m <sup>2</sup> (S造2階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇建設株式会社 松本 二郎 電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇解体 上田 三郎 電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

カタログ等、規格、能力がわかる書類を添付する

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	<p>〇〇社製負圧除塵機 HEPA-〇〇-50 設置数：1台</p> <p>(1時間当たり換気回数 4回)</p> <p>施工工区容積：面積 100m<sup>2</sup>×高さ 3m=300m<sup>3</sup> 必要換気風量：300m<sup>3</sup>÷15min=20 m<sup>3</sup>/min 換気装置の換気能力：50 m<sup>3</sup>/min×1台=50m<sup>3</sup></p>
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	<p>〇〇社製 HEPA フィルター 定格風量で 0.3μm の粒子に対して 99.97% 以上</p>
使用する資材及びその種類	<p>〇〇社製飛散抑止剤 (商品名) 〇〇社製飛散防止処理剤 (商品名) 〇〇社製隔離シート 〇〇社製接着テープ</p>
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

様式第3の6

不要部分を消す  
(以下同様)

水銀排出施設設置~~(使用、変更)~~届出書

提出日を記入

令和5年4月3日

提出先を記入

佐久地域振興局長 様

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

法人の場合は代表者

届出者

長野市南長野0-0-0  
○△産業株式会社  
代表取締役 長野太郎

大気汚染防止法第18条の28第1項~~(第18条の29第1項、第18条の30第1項)~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○△産業株式会社 佐久工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	佐久市跡部0000	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	8 廃棄物焼却炉	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	施設の項番号及び種類(大気汚染防止法施行規則別表第3の3)を記入	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※備考	
参考事項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。



## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における 施設番号		1号炉	
名称及び型式		ストーカ式焼却炉 〇〇社製 △△-△型	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和5年 6月 3日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和5年 10月 3日	年 月 日
規 模	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">           該当項目を記入            (大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄)         </div>	
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )		10
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg/h)		1200

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		<b>1号炉</b>			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	0時～24時 時間/回 回/日 24日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	<b>無</b>			
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	<b>廃プラ、木くず、汚泥</b>			
	使用割合	<b>廃プラ：木くず：汚泥 = 2：2：1</b>			
	原材料中の水銀等含有割合	<b>廃プラ：0.1 mg/kg 木くず：0.1 mg/kg 汚泥：0.02～0.3 mg/kg</b>			
	1日の使用量	<b>20 t</b>			
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大 <b>20,000</b> 通常 <b>16,000</b>	最大	通常
		乾き	最大 <b>14,000</b> 通常 <b>10,000</b>	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		<b>11.5</b>			
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	<b>1.6</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乾きガス中の平常時の平均的な濃度を記入 (幅記載も可)</li> <li>・ 水銀等の処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入</li> <li>・ 実測値が得られない場合は設計値等を記入</li> </ul>	
	ガス状水銀	<b>1.5</b>			
	粒子状水銀	<b>0.1</b>			
参考事項					

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (この項において「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

## 水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		<b>処理施設 1</b>			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		<b>1号炉</b>			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		<b>スクラバー 〇〇工業製 △△型</b>			
設置年月日		年 月 日		年 月 日	
着手予定年月日		<b>令和5年 6月 3日</b>		年 月 日	
使用開始予定年月日		<b>令和5年 10月 3日</b>		年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 <b>20,000</b> 通常 <b>16,000</b>	最大 通常	
		乾き	最大 <b>14,000</b> 通常 <b>10,000</b>	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	<b>300</b>		
		処理後	<b>100</b>		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		<b>11.5</b>		
	水銀濃度 (µg/m <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	<b>8.2</b>	乾きガス中の濃度を記入
			処理後	<b>1.6</b>	
		ガス状水銀	処理前	<b>7.5</b>	
			処理後	<b>1.5</b>	
		粒子状水銀	処理前	<b>0.7</b>	
処理後			<b>0.1</b>		
捕集効率 (%)	全水銀	<b>80</b>			
	ガス状水銀	<b>80</b>			
	粒子状水銀	<b>86</b>			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	<b>0時～24時</b> 時間/回 回/日 24日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	<b>無</b>			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

## 氏名等変更届出書

提出先を記入

佐久 地域振興局長 様

提出日を記入

令和5年4月10日

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

届出者

長野市南長野0-0-0  
〇△産業株式会社  
代表取締役 長野二郎

該当する項目に☑

氏名、名称、住所又は所在地に変更があったので、

水質汚濁防止法第10条大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、  
第18条の13第2項及び第18条の36第2項  
において準用する場合を含む。）ダイオキシン類対策特別措置法第18条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変更前	代表取締役 長野太郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 長野二郎	※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		令和5年4月1日	※施設番号	
変 更 の 理 由		代表者変更のため	※備 考	
工場又は事業場の 名 称		〇△産業(株) 佐久工場		
工場又は事業場の 所 在 地		佐久市跡部0000		
施 設 の 別		<input type="checkbox"/> 特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 <input checked="" type="checkbox"/> ばい煙発生施設 <input type="checkbox"/> 揮発性有機化合物排出施設 <input type="checkbox"/> 一般粉じん発生施設 <input type="checkbox"/> 特定粉じん発生施設 <input type="checkbox"/> 水銀排出施設		

該当する施設  
すべてに☑

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 使用廃止届出書

提出先を記入

上田 地域振興局長 様

提出日を記入

令和5年4月10日

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

該当する項目に☑  
(以下同様)

届出者

長野市南長野0-0-0  
○△産業株式会社  
代表取締役 長野太郎

- 特定施設  
 有害物質貯蔵指定施設  
 ばい煙発生施設  
 揮発性有機化合物排出施設  
 一般粉じん発生施設  
 特定粉じん発生施設  
 水銀排出施設

の使用を廃止したので、

- 水質汚濁防止法第10条  
 大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、  
第18条の13第2項及び第18条の36第2項に  
おいて準用する場合を含む。）  
 ダイオキシン類対策特別措置法第18条

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称	○△産業(株) 上田工場	※整理番号	
工場又は事業場の 所在地	上田市材木町0000	※受理年月日	年 月 日
施設の種別	13 廃棄物焼却炉(2号炉) 8 廃棄物焼却炉(2号炉)	※施設番号	
施設の設置場所	別紙のとおり	配置図等を添付	
使用廃止の年月日	令和5年4月1日	※備考	
使用廃止の理由	設備更新のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 承継届出書

提出先を記入

諏訪 地域振興局長 様

提出日を記入

令和5年4月10日

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

該当する項目に☑  
(以下同様)

届出者

長野市南長野0-0-0  
○△産業株式会社  
代表取締役 長野太郎

- 特定施設  
 有害物質貯蔵指定施設  
 ばい煙発生施設  
 揮発性有機化合物排出施設  
 一般粉じん発生施設  
 特定粉じん発生施設  
 水銀排出施設

に係る届出者の地位を承継したので、

- 水質汚濁防止法第11条第3項  
 大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、  
第18条の13第2項及び第18条の36第2項において  
準用する場合を含む。)  
 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項

の規定により、次のとおり届け出ます。

承継後の工場・事業場  
の名称を記入

工場又は事業場の 名称	○△産業(株) 諏訪工場	※整理番号	
工場又は事業場の 所在地	諏訪市上川0000	※受理年月日	年 月 日
施設の種別	6 加熱炉(1施設) 3 乾燥施設(2施設)	※施設番号	
施設の設置場所	製造棟		
承継の年月日	令和5年4月1日		
被承継者	氏名又は名称	※備考	
	住所		
承継の原因	合併のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

施設を譲り渡し、又は貸し  
与えた者について記入